

平成27年9月18日（金曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会 会長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 局長
秋場礼子	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ 観光課長
阿部藤彦	健康福祉課長	佐藤浩之	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	安孫子和広	監査委員 局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

議事日程第5号

第3回定例会

平成27年9月18日(金)

決算特別委員会終了後開議

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第1 議第54号 平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)  
// 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
// 3 質疑・討論・採決

(決算特別委員会付託関係)

- 日程第4 認第1号 平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について  
// 5 認第2号 平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
// 6 認第3号 平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
// 7 認第4号 平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
// 8 認第5号 平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
// 9 認第6号 平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
// 10 認第7号 平成26年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
// 11 認第8号 平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について  
// 12 認第9号 平成26年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について  
// 13 認第10号 平成26年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について  
// 14 議第53号 平成26年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
// 15 決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
// 16 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第17 議第57号 寒河江市個人情報保護条例の一部改正について  
// 18 議第58号 寒河江市職員の再任用に関する条例の一部改正について  
// 19 議第59号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について  
// 20 議第60号 寒河江市手数料条例の一部改正について  
// 21 議第61号 市道路線の認定について  
// 22 請願第9号 原子力発電所再稼働の中止を求める請願  
// 23 請願第10号 安全保障関連二法案について真摯で慎重な審議を求める請願  
// 24 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
// 25 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第26 議第55号 平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  
〃 27 議第56号 平成27年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)  
〃 28 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 29 質疑・討論・採決  
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前11時00分

○**國井輝明議長** ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

### 議 案 上 程

○**國井輝明議長** 日程第1、議第54号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

### 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長の報告を求めます。石山予算特別委員長。

[石山 忠予算特別委員長 登壇]

○**石山 忠予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第54号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)であります。

9月8日、委員全員出席のもと委員会を開会し、議第54号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。議第54号を採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第3、これより、質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第54号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

- 國井輝明議長** 次に、日程第4、認第1号平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第14、議第53号平成26年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11案件を一括議題といたします。

### 決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第15、決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

決算特別委員長の報告を求めます。阿部決算特別委員長。

[阿部 清決算特別委員長 登壇]

- 阿部 清決算特別委員長** 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、認第1

号平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第7号平成26年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成26年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について、認第10号平成26年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、議第53号平成26年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

9月8日、委員14名出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと委員会を開会し、11案件を一括議題とし、会計管理者及び水道事業所長の議案説明を受け質疑に入り、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり認定及び可決すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

最初に、認第2号、認第3号、認第4号、認第8号、認第9号及び認第10号の6案件を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第53号について採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、認第1号、認第5号、認第6号、認第7号の4案件について順次採決の結果、それぞれ多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第16、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに認第1号、認第5号、認第6号、認第7号及び議第53号を除く、認第2号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成26年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について及び認第10号平成26年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についての6案件を一括して採決いたします。

ただいまの6案件に対する委員長報告はいずれも認定であります。

6案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第2号、認第3号、認第4号、認第8号、認第9号及び認第10号については原案のとおり認定されました。

次に、議第53号平成26年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決及び認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第53号は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、認第1号平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。

よって、認第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認第5号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定されました。

次に、認第6号平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立より採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定されました。

次に、認第7号平成26年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定されました。

## 議 案 上 程

- 國井輝明議長** 次に、日程第17、議第57号寒河江市個人情報保護条例の一部改正についてから日程第23、請願第10号安全保障関連二法案について真摯で慎重な審議を求める請願までの7案件を一括議題といたします。

### 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第24、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。太田総務産業常任委員長。

〔太田芳彦総務産業常任委員長 登壇〕

- 太田芳彦総務産業常任委員長** 総務産業常任委

員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第57号から請願第10号までの7案件であります。

審査の都合上、初めに議第61号の審査を行い、次に、議第57号から議第60号までの審査を行い、その後請願第9号、次に請願第10号の審査を行うことを諮り、異議なく了承されそのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第61号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「道路にかかる物件で2件のアパートも対象になっていたが、補償についてはそこに住んでいる方と土地の持ち主ということなのか」との問いがあり、当局より「補償については土地の持ち主とアパートの大家さん、それにそこに住んでいる方、それぞれに対して補償契約をするものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第57号寒河江市個人情報保護条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「改正条文の第8条第3項ですが、大きな災害時に目的外利用ができるように条文を整備するということだが、この大きな災害というのはどのくらいの規模を指しているのか」との問いがあり、当局より「マイナンバー法第9条4項に激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときと規定がありますので、それを適用することになります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第58号寒河江市職員の再任用に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第59号寒河江市特別職に属するものの給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第60号寒河江市手数料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「住民基本台帳カードと個人番号カードとの違いは」との問いがあり、当局より「300円の差という部分だと思いますが、基本的にはそれぞれの電子カードの購入原価相当額ということです。個人番号カードにつきましてはICカードということで購入原価そのものが違うということから300円の差が出ていると理解しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第9号原子力発電所再稼働の中止を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後審査に入りましたが、質疑において委員より請願第9号を閉会中における継続審査とすることの動議が提出されましたので、採決の結果、多数をもって請願第9号を閉会中における継続審査とすべきものと決しました。

次に、請願第10号安全保障関連二法案について真摯で慎重な審議を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後審査に入りましたが、質疑意見等もなく討論に入りました。

討論の内容を申しあげます。

委員より「安全保障関連二法案につきましては5月15日に国会に提出され、真摯に慎重な審議がなされ、7月16日に衆議院で可決されたものです。また、最近の日本を取り巻く安全保障環境は急激に不安定になりつつあります。そんな中で、現在参議院におきましても慎重に審議されているところであります。我々地方議員も今審議されていることを見守っていく必要があるのではとの考えから反対としたい」という旨の反対討論がありました。

委員より「衆議院の中で強行採決をしてまでこの法案を押し通してきたということがあります。また、多くの識者が憲法違反であるとの認識もあり、十分審議を尽くしたとは言えず、強行採決などしないで真摯で慎重な審議を尽くして国民世論に耳を傾けるべきだという立場から賛成したい」という旨の賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

- 國井輝明議長** 日程第25、これより質疑・討論・採決に入ります。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。内藤議員。
- 内藤 明議員** 請願第9号の関係で委員長に御質問をさせていただきますが、今報告の中で請願第9号原子力発電所再稼働の中止を求める請願ということで出されているわけでありますけれども、今の御報告によりますと閉会中に継続審査をしたいということで動議が出されたという話でございしますが、その理由は何かお尋ねをしたいと思います。閉会中に継続審査をする理由ですね。
- 國井輝明議長** 太田委員長。
- 太田芳彦総務産業常任委員長** お答えいたしま

す。

先ほど申したとおりでありまして、委員の中から継続ということで動議が出されましたので、委員全員に動議を諮って、これが多数で継続審査となったところであります。以上です。

- 國井輝明議長** 内藤議員。
- 内藤 明議員** 請願の内容は全然審査しなかったということなんですか。
- 國井輝明議長** 太田委員長。
- 太田芳彦総務産業常任委員長** 最初に質問を受けましたけれども、質問はありませんでした。
- 國井輝明議長** よろしいですか。内藤議員。
- 内藤 明議員** 質疑、意見等も全然なかったということに理解してよろしいですか。
- 國井輝明議長** 太田委員長。
- 太田芳彦総務産業常任委員長** そのとおりです。
- 國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。遠藤議員に確認させていただきます。何号議案に対する討論でしょうか。(「請願10号に対する賛成討論」の声あり) 渡邊議員に確認させていただきます。何号議案に対する討論ですか。(「請願第10号の賛成討論」の声あり) 柏倉議員に確認させていただきます。何号議案に対する討論ですか。(「請願第10号の賛成討論」の声あり) 内藤議員に確認させていただきます。何号議案に対する(「9号」「継続に反対する討論」の声あり) 阿部議員に確認させていただきます。何号議案についての討論でしょうか。(「第10号に対する反対討論です」の声あり)

内藤議員に申し上げます。請願第9号については総務産業常任委員長から、閉会中の継続審査の申し出が提出されておりますので、この申し出を対象にした討論となりますが、よろしいですか。(「結構です」の声あり) それでは、内藤議員の討論を許します。なお、討論の際は討

論の対象が継続審査とするかどうかには限定され、案件の内容、その是非にわたることはできませんので御留意願います。内藤議員。

[内藤 明議員 登壇]

- 内藤 明議員** 私は、請願第9号原子力発電所再稼働の中止を求める請願について願意妥当で今議会で採択すべきということで継続審査に反対する討論を行いたいと思います。

今議会で採択すべきという主な理由を申しあげます。

第1は、核燃料サイクルは破綻していることは明らかであります。また、原発から出ている高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定は国主導で進めようとしておりますが、引き受ける自治体はなく、核のごみは日々ふえるばかりでございます。

第2は、8月11日に九州電力川内原発第1号を再稼働いたしました。田中俊一原子力規制委員長は新しい規制基準の適合審査は安全性を保障するものではないとしております。一方で、菅官房長官は原発の安全性は規制委員会の判断に委ねられている、個々の再稼働は事業者の判断で決めるとして、責任の所在が明らかにされておられません。東京電力福島第一原発事故の教訓は全く生かされていないのであります。

第3は、原子力規制委員会は川内原発を新規規制基準に適合するとしましたが、事故の可能性については否定はしておられません。耐震設計の目安になる基準値振動の根拠も不十分で、大地震には対応できない可能性があります。そして、火山学会の専門家は桜島、阿蘇山を含む始良カルデラを初めとしたカルデラと巨大噴火が必ず起こることを指摘し、危険性を示唆しております。

このことからすると、巨大噴火時の核燃料の緊急避難時の約束など実効性のない空手形と言わなければなりません。県民の生命を守る避難計画のずさんさも指摘され、絵に描いた餅と言



われております。

今、全国的に台風や爆弾低気圧など地球規模での温暖化によると見られる大災害が多発しております。そしてまた、火山活動も全国規模で活発していることは御承知のとおりであります。自然災害は待つてはくれません。そしてまた予知することは難しく、一刻も早く意見書を提出し、関係機関に働きかけるべきだと考えます。

同僚皆さんの御賛同を賜りますことを心からお願い申しあげ、原子力発電所再稼働の中止を求める請願についての継続審査に反対する討論といたします。ありがとうございます。

- 国井輝明議長** 請願第10号について、初めに賛成討論について遠藤議員の発言を許します。遠藤議員。

〔遠藤智与子議員 登壇〕

- 遠藤智与子議員** 私は、請願第10号安全保障関連二法案について真摯で慎重な審議を求める請願について賛成の立場で討論いたします。

きのう、参院平和安全法制特別委員会について強行採決が行われました。安保法案に反対する世論が全国で空前の広がりを見せる中、聞く耳持たぬこの強行に心の底から怒りが込み上げます。この怒りは日本列島に燎原の火のようにさらに加速して広がることでしょう。

きのう、9月17日付山形新聞の社説は安保法案審議強引に成立させるのかという見出しで、数の力で押し通す国会運営では議論の場はなくなってしまう、議会制民主主義のあり方が問われると強い危惧を表明していました。

安倍首相自身、14日の参院安保法制特別委員会で法案について残念ながらまだ支持が広がっていないのは事実だとして、いまだ7から8割の国民が説明不足と感じ、今国会での採決に反対、慎重姿勢を示している現状を認めざるを得ませんでした。

なぜ、戦後最長となる95日間の会期延長の強行をもってしても理解が広がらなかったのか。

そこには大きな2つの要因があります。

1つは、法案の危険性、違憲性です。危険性という点では集団的自衛権行使や兵たん活動が時の政府の判断で幾らでもできる無限定性、米軍との一体化のもとで進む自衛隊の暴走の実態が一連の内部文書の暴露などにより判明しました。違憲性では過去の政府見解との論理的整合性も法的安定性もないとする憲法学者3氏全員の表明、これは6月4日衆院憲法審査会、そこに始まり、元内閣法制局長官3氏、憲法の番人である最高裁の元判事までが国会で違憲と断じました。

安倍首相や中谷防衛大臣などは合憲性の最後の根拠として、1959年の最高裁砂川判決を挙げます。しかし、最高裁の山口 繁元長官がこれを公然と批判し、もはや合憲性の根拠は完全に失われました。

もう一つは、法案説明のずさんさです。政府答弁の修正、撤回、謝罪が毎回の審議で繰り返され、審議中断は衆参合わせて220回を超えました。加えて、首相が法案の立法事実として挙げた邦人輸送中の米韓防護やホルムズ海峡の機雷掃海といった事例は、政府答弁でみずから否定するに至りました。一片の道理もない戦争法案に、今や保守層も含む広範な市民、学者、弁護士、地裁高裁元裁判官や複数の最高裁長官経験者までが公然と批判しているという歴史に稀有な状況をつくり出しています。

前述した山形新聞の社説は、こう結んでいます。反対集会を開いている若者集団の大学生は公聴会でたった1人の個人として孤独に思考し判断してください、民の意見を聞いてくださいと議員に呼びかけた。日本の将来像にかかわる法案を強引な運営の国会で成立させていいのか。議員一人一人がもう一度熟考すべきだと。

この言葉は、そのままこの請願第10号安全保障関連二法案について真摯で慎重な審議を求める請願についての賛成を呼びかける私の言葉と

して重ねて訴えたいと思います。

参院安保法案特別委員会で強行採決されてしまったから終わりではありません。闘いは続きます。どうか皆さん、憲法の主権在民の原則に立ち返って考えてみてください。最後にこのことを申しあげ、私の賛成討論といたします。ありがとうございました。

○**國井輝明議長** 次に、反対討論について阿部議員の発言を許します。阿部議員。

〔阿部 清議員 登壇〕

○**阿部 清議員** 私は、請願10号安全保障関連二法案について真摯で慎重な審議を求める請願に対し、反対の立場で討論をさせていただきます。

この法案は、5月15日に国会に提出され、100時間を超える審査がなされ、7月16日衆議院で可決されました。そして、参議院におきましても100時間を超える審議を尽くし、参議院特別委員会で採決の前提となる中央公聴会が15日に開催されました。そして、昨日17日夕刻に参院平和安全法制特別委員会において賛成多数で可決され、本会議に上程されました。民主主義のルールにのっとりこの法案を採決による可決成立を願っているところであります。

安全平和法制についての審議が慎重に審議されていることは重要であります。国民の理解もさまざまであり、多様な視点からの賛否があることも事実であります。

近年、日本を取り巻く安全保障環境は急激に変化しており、中国は尖閣諸島周辺の領海の侵入、東シナ海でのガス開発、南シナ海の埋め立て、防衛費を日本の5.4兆円の3.3倍、17.8兆円と大幅に増強し、ミサイル整備強化などの状況があります。また、北朝鮮の核開発や日本を射程におさめる数百発の弾道ミサイル整備など安全保障環境はますます不安定になっております。

日本の安全保障環境の悪化を踏まえれば、同盟国のアメリカや友好国との関係強化により抑止力を高め、防衛強化にも努めながらアジアの

パワーバランスを保っていく必要があると思います。

これが崩れると攻撃を誘発し、有事の可能性が高まるものと思うからであります。世界の平和と安定を確保するためには各国の連携と協調が不可欠であります。日本も、その一翼を担い、国力に見合った責任を果たさなければならないと思います。

先日、参議院特別委員会で安全保障関連法の集中審議が行われ、イラク復興支援で陸上自衛隊の先遣隊長を務められた自民党の佐藤正久氏は、自衛隊の海外派遣については事前に準備した以上のことはできない、備えが大事だと経験に基づく発言をいたしました。安倍首相は、自衛隊活動の法的根拠を正確に定め、平素より計画をつくり訓練していくことが極めて重要だと同調しております。

この安保法案は自衛隊の国際平和協力活動を拡充するものであり、その柱が恒久法の国際平和支援法案に基づく他国軍への後方支援活動であり、湾岸戦争やアメリカ同時テロのような危機が発生した際、その都度特別措置法を制定しなくても機動的な派遣を可能にするものであります。自衛隊には他国軍と違って法律に規定された活動しか行えないという制約があり、平時からさまざまなシナリオを想定した訓練を行える利点は極めて大きいものとする。それが自衛官の活動のリスクを極小化することにもつながるものであります。

平和を唱えるだけで平和は実現できない。各国が安定した世界をつくろうと協力し合っていると首相は指摘をしております。今は、どの国も1国のみで平和を保てない環境にあります。脅威を封じ込める国際協調行動に日本は憲法の範囲内で積極的に関与し貢献する必要性を感じます。そして、万が一の事態に対応するためにもすきのない備えが必要であると思っております。

このことから、安全保障関連法案は、日本国憲法13条にあるように我が国の平和と国民の生命、そして自由、幸福追求の権利が守られる法案であり、今国会において可決することを願っているところであります。

以上のことから反対とさせていただきます。

○**国井輝明議長** 次に、賛成討論について渡邊議員の発言を許します。渡邊議員。

〔渡邊賢一議員 登壇〕

○**渡邊賢一議員** 私は、本請願に賛成の立場で討論させていただきます。

まず、昨日の強行採決で私も非常に怒り心頭でありまして、山形で夕方行われた集会に参加をさせていただきました。750名、雨の中ですけれども、この集会、デモ行進に参加をされた県民の皆さんとともに、ごしえっばらやけるとか、もうはらわた煮え返る、怒りを抑え切れない県民の皆さんの声が聞かれました。

けさの山形新聞社会面には、誰のため、なぜ急ぐという見出しで、賛成派も苦言不満、理解を得ていないという県民の声、論理がおかしい、やりたい放題、国民軽視、自衛官の家族の声、不安あるいは死の覚悟、ここまで出されているわけでございます。

誰のためかといえば、アメリカのため、なぜ急ぐかという勝手に約束をしてきたからということだと思っております。

さて、さきの大戦で敗戦してから70年、先月終戦記念日では安倍談話も発せられたわけですが、記念式典が行われ不戦の誓いを天皇初め国民全体が新たにされたわけでございます。戦争当時の悲惨な経験をされた方々が高齢化する中、改めて平和のとうとさと子供たちや孫に引き継ぐ必要性が高まっているやいなや、戦争法案と言われるこの2法案、言論の府、そして良識の府とされる参議院で何と暴力による強行採決が行われた事実は何といても覆い隠せないわけでございます。

参議院安全保障特別委員会の強行採決は、安倍政権の国会での審議が進めば進むほど法案の矛盾が明らかになって関係閣僚による答弁が二転三転、審議がたびたび中断する、また国民の不安と懸念が広がって、もう連休前にとにかく成立させなきゃならないというまさに暴挙であります。70年前に心に刻んだ不戦の誓いが、日本国憲法平和の理念が今揺らいでいる、激震だと思っています。

そもそも、憲法とは主権者たる国民が政治権力の専制支配を防止し、個人の権利自由を保障させるために政治権力を縛るものでありまして、これが近代国家のルール、立憲主義でございます。今回の戦争法案は、政府に戦争を起こすことを禁じた憲法9条違反であるとともに、憲法に反する法律、命令等は無効と規定する憲法98条、そして政治権力に憲法の尊重擁護義務を課した99条にも背くものでありまして、立憲主義をじゅうりんする前例のない政権の暴挙と言われております。

この立憲主義を尊重するならば、集団的自衛権行使の必要性を堂々と説明され、連休中も国会でしっかり議論し、憲法9条改正を国民に諮るのが本筋ではないでしょうか。しかし、それが国会でも国民投票でも否決されそうだからということで、まさに裏口入学と策する違憲立法で国民をだまして憲法9条の無力化を進めようというのは、かつてナチス・ドイツ、ヒトラーが全権委任法というものでワイマール憲法を無力化した手法と全く同じなわけでございます。

ですから、圧倒的な憲法学者、内閣法制局長OB、また日本弁護士連合会の何と1万人以上の識者、多様な学者が憲法違反だ、法案の撤回をということを求めているのでございます。

そして、国会の審議が進むにつれて世論調査では既に国民の8割が説明不足であり、今国会での成立は断念すべき、廃案が当然だと言われておりますし、6割が先延ばししても法案成立

に反対と答えるようになっているわけでございます。

つまり、この戦争法案は法論理的にも政策的にも既に破綻していると言わざるを得ません。

さて、私は、こうした今の状況を先人たちは一体どう見ているのかということで、先週9月12日にさくらんぼ大学における市民講座、もっと学ぶ歴史学部の第1回目、山形大学の名誉教授伊藤先生から、宗教、信仰から見た寒河江、特に慈恩寺文化について学んでまいりました。国の名前を名指して批判をし、そして抑止力を求める、そうした理論とは全く別でありまして、平和外交を進めていくべきだと私は常に考えておったんですけども、山岳寺寺院である慈恩寺一山は鳥羽天皇の護願寺として国家法会を行う鎮護国家の祈願寺であったということで、まさに世界の恒久平和を願う我々の祖先が大事にしてきたお寺であるわけでございます。地域、寒河江はもとより東北における宗教、そして政治経済文化のセンターであると明言をされておりました。まさに我々その子孫にとってはこうした先人たちの苦労を踏みにじってはならないと思うわけでございます。

こうしたことから、強行採決や審議の打ち切りによって数の力を振りかざし何が何でも安倍政権の言うことは正しいとして強引な議会運営を行うことは、まさに議会制民主主義の否定でありまして、憲法の主権在民、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を遵守できない憲法違反であることは明々白々でございます。こうしたことから今安全保障関連二法案、いわゆる戦争法案の審議に当たっての慎重で真摯な取り扱いを求める請願について賛成いたします。

議員の皆様、立憲主義と民主主義を守り、市民の皆様から負託された使命を果たす役割の基本中の基本となります議会制民主主義を守るために、この請願にぜひとも賛成されますことを御訴えいたしまして、私の賛成討論を終結いた

します。ありがとうございました。

○**國井輝明議長** 次に、賛成討論について柏倉議員の発言を許します。柏倉議員。

〔柏倉信一議員 登壇〕

○**柏倉信一議員** 請願第10号安全保障関連二法案について真摯で慎重な審議を求める請願について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私は、現在政党に所属しておらず市民党を自負しております。自由に自分の意思で政治活動ができる立場にあります。市民党として私の意見を述べたいと思います。同僚議員、インターネットを通じ傍聴していただいている方々にこのたびの請願について御理解をお願い申しあげる次第です。

さて、このたびの請願は、戦争に関するものであります。本議場におられる方々は私を初め戦後生まれの方が大半と思いますが、私には戦争というどうしても忘れることのできない体験があります。30年近く前になりますが、当時私は山形県議会議員の事務所で手伝いをしておりました。そこに、雪部隊の方々が陳情に見えられたのです。

柏倉君、君のような若者には戦争の話をしてはわからないだろうが、それでも私たちの話を聞いてくれないか。そして、力をかしてほしいと切り出してこられたのです。

雪部隊、それは東北一円から集められた精鋭部隊、戦地において連戦連勝、慰労を兼ねて一旦帰国し、家族と再会の後戦地に向かう予定だったそうですが、風雲急を告げる戦況の中、家族との再会もかなわず、インドネシアイリアンジャヤに転戦していきます。そこには、これまで誰も経験したことのない惨劇が待っていたのです。敵と戦おうにも砲弾はなく、物資の補給もない、いつ果てるともない戦いの中、ひたすら身を潜めているしかすべがない。ある者は、敵陣に突っ込み、蜂の巣のごとく撃ち殺されたとのこと。しかし、大半は餓死だったようです。

心身の限界に達し、去り行く戦友が何を言ったか。死ぬ前に日本の雪が見たい、あんこ餅が食べたい、そういう戦友に紙をちぎって日本の雪だ、土を握ってあんこ餅だ、そうやって見送ったとのことでした。こうして、今日の礎を築いた戦友の遺骨がインドネシアイリアンジャヤには3,559柱生骨のままさらされている。どうしても遺骨を持ち帰りたい。このままでは、遺骨を待っている我々が遺骨になってしまう。あの世に行って戦友に会わせる顔がない。悲痛の叫びでした。

その後、戦争体験者でもある当時の板垣知事を先頭に私の仕えた県議初め、多くの方々の御尽力で3人の方の遺骨を収集し、千歳山霊園に納めることとなりましたが、そのときの雪部隊の方々の涙は、私の脳裏から離れることはありません。こうした惨劇を二度と繰り返してはならないと強く思ったものです。

英霊のみたまが安らかならんことを祈るのはもちろん、雪部隊の遺骨収集に多少たりともかかわった者として、政治の社会の末席に身を置く者として、この惨劇を後世に伝える義務があるものと思っています。

このたびの安全保障関連二法案の背景に、外交、貿易問題等々があることは私も承知しておりますが、しかしいかなる理由があるにせよ、安全保障関連二法案は国民の命にかかわる問題なのは間違いありません。政治に携わる者の最大の使命は、国民の命を守ることと考えます。このたびの法案を議論するのに慎重過ぎるということなどあり得ないのです。十分な説明責任を果たし、議論の限りを尽くした上で国民に信を問う、こうした手続に沿って進めるべきと考えます。

こうした観点から請願第10号についての賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○国井輝明議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第57号、議第60号、請願第9号及び請願第10号を除く、議第58号寒河江市職員の再任用に関する条例の一部改正について、議第59号寒河江市特別職に属するものの給与等に関する条例の一部改正について、議第61号市道路線の認定についての3案件を一括して採決いたします。

ただいまの3案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

3案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第58号、議第59号及び議第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議第57号寒河江市個人情報保護条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。

よって、議第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議第60号寒河江市手数料条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。

よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第9号原子力発電所再稼働の中止を求める請願についてであります。本案件に

対する委員長報告は継続審査であり、総務産業常任委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務産業常任委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。

よって、請願第9号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、請願第10号安全保障関連二法案について真摯で慎重な審議を求める請願について起立により採決いたします。

本案件に対する委員長報告は不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立少数であります。

よって、請願第10号は不採択とすることに決しました。

## 議 案 上 程

- 國井輝明議長** 次に、日程第26、議第55号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び日程第27、議第56号平成27年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）の2案件を一括議題といたします。

### 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第28、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。厚生文教常任委員長報告を求めます。遠藤厚生文教常任委員長。

[遠藤智与子厚生文教常任委員長 登壇]

- 遠藤智与子厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、9月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第55号及び議第56号の2案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第55号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第56号平成27年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 國井輝明議長** 日程第29、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第55号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第56号平成27年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1

号)の2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第55号及び議第56号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午後0時03分

○國井輝明議長 これにて平成27年第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。